

Clip!

水道の開栓・閉栓届をお忘れなく!!

問合せ先：水資源活用課
水道業務担当、簡易水道担当

水道の利用を「中止」する ときは閉栓届

市内から引っ越しをされる方・転居をされる方は、使わなくなった水道を止める手続き（閉栓届）が必要です。この手続きを行わないと、使用の有無にかかわらず、水道料金が発生します。ご注意ください。

水道の使用を「開始」する ときは開栓届

市内に引っ越しされた方・転居をされた方で、新たに水道を使用する場合には、利用を開始する手続き（開栓届）が必要です。新しくお住まいになる場所の水道が出る状態であっても、利用を開始する手続きは必要です。手続きが行われず無断使用が判明した場合は、ただちに給水を停止しますのでご注意ください。

■手続きの方法

水資源活用課にて、平日の8時30分から17時15分まで受付ています。手数料として300円が必要となります。

※電話での手続きはできません。

■水道料金の精算

■口座振替の方
精算料金を口座から振り替えることができます。

■納付書の方

転居先に納付書を送付しますので、指定金融機関で支払うか、請求金額と同額の郵便為替・小為替を、水資源活用課あてに送付してください。後日、領収書をお送りします（4月以降発行の納付書はコンビニで24時間支払可能です）。

■開栓・閉栓手続きの 臨時窓口業務

3月24日（土）、25日（日）、31日（土）、4月1日（日）の4日間、9時から15時まで受付業務を行います。3・4月は窓口が大変混み合うことが予想されますので、事前の手続きをお願いします。

市職員を装った詐欺や窃盗、悪質な販売訪問にご注意を!!

市職員を装って水道料金をだまし取ったり、市の依頼として勝手に水質検査を行って浄水器を売りつけるなどの被害が近県で頻発しています。おかしいと思ったら、すぐに身分証明書の提示を求め、市へ連絡をしてください。

市ではこのようなことは行いません

- お知らせ票（検針票）でお金をいただくこと
 - 水道管清掃のすすめ
 - 浄水器の販売・水道管の工事契約
 - 電話や訪問販売でのアンケート
 - ご依頼のない水質検査
 - ご依頼のない蛇口などの点検
 - 有効期限切れのメーター（量水器）を交換して代金をいただくこと
- ※水道の修理は、市指定水道工事店組合へ ☎(43)7196

Clip!

住所が変わったら住所変更の手続きをしましょう

問合せ先：市民生活課
市民生活担当

就職、就学、転勤などで住所が変わった方は住所変更の手続きが必要になります。各届出の方法は次の通りです。

行政サービスを確実に受けられるように、住んでいるところに住所登録しましょう。

■転入届

対象者 他市町村から引っ越しをして市内に住み始めた方

届出期間 市内に住み始めてから2週間以内

必要書類

○転出証明書（前住所地の市区町村役場で転出届をして、交付を受けてください）

○本人確認書類（運転免許証など）

■転居届

対象者 市内で住所が変わった方

届出期間 新しい住所に住み始めてから2週間以内

必要書類

○本人確認書類（運転免許証など）

■転出届

対象者 市内から引っ越しをして他市町村に住み始めた方または住む予定の方

届出期間 新しい住所に住み始める2週間前から

※すでに新しい住所に住んでいる場合も届け出をすることができます。転出証明書を発行します。

■注意事項

○本人確認書類（運転免許証など）
届け出は、原則本人がしてください。

本人が届出できない場合は委任状が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証、その他受給者証などのある方は、届け出の際にお持ちください。

「本人確認」にご協力をお願いします。

第三者が本人になりすまし、虚偽の届け出を行う事件や、戸籍・住民票などの証明書を不正に受け取り、悪用する事件が全国的に発生しています。このため、皆さんの大切な個人情報保護のため、窓口に来た方の「本人確認」を実施しています。

本人確認方法

運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、外国人登録証などのいずれか1つを提示してください。以上のものがない場合には、健康保険証、介護保険証、後期高齢医療保険証、年金手帳・証書、学生証、社員証などのうち2つを提示してください。

※窓口で本人確認のため質問することがあります。ご了承ください。